

「原子力災害拠点病院等の施設要件」の改正案に関する全ての意見及び考え方

No.	提出意見	考え方
1	<p>「原子力災害拠点病院等の施設要件」の改正案 1 ページ目の記載について</p> <p>これは原子力事故が起こる前提での話ですよ？ つまり安全な運用は不可能という結論なんですか？ 結局そこが曖昧です。</p> <p>「原子力安全委員会」の名前から分かるように原子力を安全に運用する委員会なんですよ？ 安全な原子力なら事故に備えなくていいわけで。</p> <p>原子力の性質を考えれば事故とは大事故なわけで日本壊滅ですよ？ なのになぜ万が一を許す体制にするのか？</p> <p>というのも原子力って安い電力という事で恩恵があるのに、再処理だったり万が一の事故だったり、どんどん金額が膨れ上がります。</p> <p>ですから病院(セーフティ)の拡充には反対です。 原子力を安全に運用する覚悟(しているという自負)があるのなら、その覚悟を国民に示す為にも病院はいりません。</p>	<p>(原子力災害医療体制について)</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故では、地震や津波などの自然災害と原子力災害が重なった複合災害によって生じた多数傷病者への対応が求められ、医療機関を含めた関係機関間の連携が重要であるということが明らかとなったものと認識しています。</p> <p>このため、原子力規制委員会では原子力施設の事故は起こりうるものとして、このような場合においても医療を確実に提供することができるよう、原子力災害医療体制の構築が重要なものであると考えます。</p>

2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ページの最下行から上に 2 行目「(BCP)」は削除したほうがよい。他の箇所の例と同様に。</li> <li>・ 3 ページの 1 行目、2 行目の「原子力災害対策拠点病院」は「拠点病院」のほうがよい。1 ページで略語を定義しているから。</li> </ul>	<p>(業務継続計画の記載について)</p> <p>用語の定義を明確にするため、「業務継続計画 (Business Continuity Planning : BCP をいう。以下同じ。)」と改めます。</p> <p>(略語の記載について)</p> <p>見出しに係る記載については、明確に記載すべきものと考えていることから、略語に該当する場合であっても省略せずに記載しています。</p>
3	<p>甲状腺被ばくモニタリングを原子力災害拠点病院・協力病院に求めるのであれば、継続的な訓練等による検査体制の維持が必要です。しかし、現行の枠組みでは原子力災害医療訓練は全て医療関係者のボランティアに依存しており、このことが原子力災害における医療体制の整備が進まない最大の原因となっています。多くの病院で原子力災害対策を推進しようとする、病院経営上の問題から病院管理者より懸念が示される事象が生じています。一般災害における DMAT のように、枠組み維持のための財政的支援が無ければ、原子力災害医療体制の維持は不可能と思います。</p>	<p>(原子力災害医療体制への支援について)</p> <p>原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関は、原子力災害医療に協力する意思のある医療機関等から、国が定める要件を満たす医療機関等を立地道府県等が指定又は登録するものです。</p> <p>これらの原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関に対して、財政面などの様々な支援を行っています。具体的には、ハード面の支援として原子力災害医療体制の整備に必要な設備や資機材等の整備及び維持管理に対する支援を国の交付金及び補助事業で行っています。また、ソフト面の支援として高度被ばく医療支援センター等が原子力災害医療に必要な教育研修事業を実施するとともに、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関が研修に参加するための支援 (参加費、旅費等) も国の補助事業で行っています。</p> <p>このように、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関に対しては、原子力災害医療を担っていただくための各種支援を行っているところです。</p>
4	<p>ここでいう、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関のリストは、どこで確認できるのか教えてください。</p>	<p>(原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関のリストについて)</p> <p>原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関のリストは、以下の原子力規制委員会ウェブサイトで公開しています。</p>

		<a href="https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/measure/medicalseystem.html">https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/measure/medicalseystem.html</a>
5	立地道府県等の等は何を指す？ 拠点病院等の等は何を指す？	<p>(立地道府県等について)</p> <p>「立地道府県等」は、原子力災害対策指針の「第2 原子力災害事前対策(7) 原子力災害時における医療体制等の整備」の箇所にて定義しているとおり、原子力災害対策重点区域内の道府県を指します。</p> <p>(拠点病院等について)</p> <p>「拠点病院等」の「等」は、記載場所により異なる機関を指していますが、文脈でその対象を判断できるものと考えます。例えば、本要件第三章3～5の原子力災害医療・総合支援センター又は高度被ばく医療支援センター(基幹を含む。)の項目における「拠点病院等」は、これらの機関が支援すべき対象である原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関を指します。一方、第三章2(4)Aの「拠点病院等が行う研修に参加させること」では、研修を実施する機関である原子力災害医療・総合支援センター又は高度被ばく医療支援センター(基幹を含む。)を指しています。</p>
6	<p>令和4年1月26日付け『「原子力災害拠点病院等の施設要件」の改正案及び意見募集の実施』によると、今回の改正は</p> <p>○「甲状腺被ばく線量モニタリングのうち詳細測定について、原子力災害対策重点区域内の道府県(以下「立地道府県」という。)に協力して実施することを役割に追加する」</p> <p>○「甲状腺被ばく線量モニタリングについて、立地道府県等に協力して実施することを役割に追加する」</p> <p>とあり、後付けで追加された役割であると理解できる。</p> <p>追加自体は問題がないと思うが、協力に必要な費用措置は適切に措置されているものか。</p>	<p>(原子力災害医療協力機関等への支援)</p> <p>甲状腺被ばく線量モニタリングの実施においては、原子力災害医療協力機関等の協力を得て行うことにしています。御指摘の「活動経費等の変動経費」については、主にソフト面の支援として高度被ばく医療支援センター等が甲状腺の測定等に関する教育研修事業を実施するとともに、原子力災害医療協力機関が研修に参加するための支援(参加費、旅費等)を国の補助事業で行っています。</p> <p>なお、訓練の実施に係る費用については、道府県が国の交付金を活用して訓練の実施に係る費用を支援することは可能と認識しています。</p>

<p>必要な経費が措置されなければ協力は難しいものとする。必要な経費には「施設設備に関する固定資産導入経費」「活動経費等の変動経費」の2つがあるが、現行の仕組みでは後者についての措置が不十分であるとする。</p> <p>具体的には、訓練や活動に対する費用が協力側の持ち出しであれば、継続は不可能であるとするが、いかがか。</p>	
--	--